

令和2年度決算審査特別委員会（第8回）

令和3年9月21日（火曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 報告書のまとめについて
 2. その他
-

○出席委員（16名）

委員長	横田 有 一	副委員長	川 上 弘 一
委 員	平 松 俊 一	委 員	池 田 誠 悦
委 員	田 村 敏 郎	委 員	稲 垣 明 美
委 員	畑 中 静 一	委 員	長谷川 生 人
委 員	上 野 武 彦	委 員	坂 本 繁
委 員	澤 出 明 宏	委 員	中 島 勝 也
委 員	川 村 主 税	委 員	中 川 友 規
委 員	若 山 雅 行	委 員	青 山 金 助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（0名）

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵

午前10時00分 開会

○横田委員長 おはようございます。

ただいまより、令和2年度決算審査特別委員会第8回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、これまで行った令和2年度決算審査について、お手元に配付のとおり、当委員会の報告書案ができておりますので、報告書案について提案いたします。

報告書案については、事務局で読み上げて提案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局のほうでお願いいたします。
事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、読み上げます。

委員会報告第14号、令和2年度決算審査特別委員会報告書。

令和3年9月10日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和2年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年9月21日。

七飯町議会議長木下敏様。

令和2年度決算審査特別委員会委員長横田有
一。
記。

1、事件名。

(1) 認定第1号令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認定第6号令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について。

(7) 認定第7号令和2年度七飯町下水道事業

会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和3年9月10日、13日、14日、15日、16日、17日、21日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等を基に、町長、副町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、局長の出席を求め、審査を行った。

3、審査の総括。

令和2年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査に当たり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全会計において認定すべきものと決定した。

町長への総括質疑においては、①大中山小学校の電気暖房について、方式の決定過程に疑義があり、電気料金は当初の見込金額と差が大きいことへの対応がなされていないが見解を伺いたい。

②道の駅借地について、オープン当初から町長は借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べているが、対応過程をお聞かせ願いたい。

③非常に残念であるが、職員の心疾患等の疾病や死亡が続いているが、職員の勤務状況や健康管理についてどのように把握し、指導しているのか。

④昨年の決算委員会に指摘したが、平成27年度の道路整備完了について16件買収し、工事完了は1件、15件は未完了である。本年度もこの状況は進んでいない。町民の税金で買収し、地域の福祉向上に6年も完了しないのはなぜか。

という質疑に対し、①体育館の暖房の現地調査については冬期間に行う予定であり、7月9日開催の民生文教常任委員会において、その旨報告しているところである。

調査内容としては、体育館内の温度のモニタリング、暖房計器の設定温度の運用状況、体育館換気扇の動作状況等の確認となっており、その結果を踏まえ対応をしまいたい。

②道の駅に関する土地賃借については、令和19年3月31日までの期間として契約を締結して

いるところである。土地購入に向けた考えに変わりはなく、道の駅開業以降、7回にわたり相手方と面会しているが、その内容については、今後の交渉に支障を来すおそれがあるので差し控えさせていただきます。

③職員の勤務状態や健康管理の把握については、これまで各担当課長において、時間外勤務の状況や職員の体調管理、過度な負担となっていないかなどを確認させているが、それでは不十分なところもあったのではないかと改めて認識している。

また、町には安全衛生委員会を設置しており、その中で、まだまだやらなければいけない職員の健康管理、衛生管理などの改善策があったのではないかとと思われるところである。

今後は、職場環境の改善や職員の健康管理の徹底などを図るため、安全衛生委員会の定期開催はもとより、詳細な実態把握や適切な指導を行わせるとともに、担当部課長に対しても、十分な目配りを行うことについて周知徹底を図ってまいりたい。

④平成27年度の道路用地購入は4路線、16筆の用地を購入しており、中野7号線については工事完了。桜町15号線については整備中で、本町側から整備を進め、住宅が張りついているところまでの整備は完了しており、現道未処理用地部分の寄附が完了したので、残りは住宅の張りつきの少ない箇所の整備を残すのみとなっている。

藤城6号線については、現在、最後の1件と用地交渉中であり、用地買収完了とともに工事を再開する。藤城8号線については、用地買収は完了、ビニールハウス等の補償も完了し、本路線は冬季のビニールハウスへの給油時に道路が狭く困難だということで整備を進め、狭隘部分については拡幅が完了している。

平成27年度の道路用地購入路線は、完了しているか否かと言われると完了していないが、現在整備中である。早期着手、早期完了を目指していきたいところではあるが、町全体の認定道路を効率よく整備、補修していかなければならないので、一極集中して整備することは困難であり、効率よく全体の整備を図っているということで御理

解いただきたいと答弁があった。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

4、審査の結果。

(1) 認定第1号令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照ください。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額156億1,011万2,760円で、前年度と比較し、国庫補助金（特別定額給付金給付事業補助金）の増加により、全体で36億2,158万296円増加している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は29億5,806万2,280円と新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より1,597万2,854円減少している。

歳出総額は155億4,520万3,205円で、前年度と比較して、総務費（特別定額給付金事業費）、消防費（防災行政無線整備管理費）などの増加により、全体で36億8,861万4,679円増加している。

歳入歳出差引額は6,490万9,555円で、翌年度へ繰越すべき財源1,152万2,000円を差し引いた実質収支額は5,338万7,555円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は7,230万1,383円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金6,700万円を加え、基金取り崩し額6,700万円を差し引いた実質単年度収支額は7,230万1,383円の赤字であるが、実質収支額は黒字であり、翌年度繰越額を除いた執行率は98.8%と、ほぼ予算どおりに執行されたと認められる。

以上、本会計については、起立採決をした結果、賛成9名、反対6名により認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御覧ください。

本年度の歳入総額は33億5,795万8,147円、歳出総額は32億7,482万9,869円で、実質収支額は8,312万8,278円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は6,496万1,977円の黒字である。

令和元年度から黒字決算となり、繰上充用金が皆減したことにより、昨年度に引き続き黒字決算となっている。新型コロナウイルスの影響により、国民健康保険税の歳入が減少し、国庫支出金による補填があったものの、今後も税収の確保や収入未済額の緊縮などにより、国保事業の適正かつ安定した運営に努めていただきたい。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照ください。

本会計の歳入総額は4億4,515万3,269円、歳出総額は4億3,823万8,969円で、実質収支額は691万4,300円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出

決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

本会計の歳入総額は28億8,208万4,338円、歳出総額は28億3,982万4,591円で、実質収支額は4,225万9,747円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1,039万2,450円となっており、歳入は、介護予防サービス計画費収入で、歳出は、保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

本会計の歳入総額は150万6,246円、歳出総額は3万3,000円で、実質収支額は147万3,246円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益4億8,721万8,950円で、2,839万3,130円の減少、総費用4億2,744万9,866円で、2,008万5,724円の減少、差し引き当年度純利益は5,976万9,084円で、830万7,406円減少したが、黒字決算となった。

当年度純利益5,976万9,084円に前年度繰越利益剰余金7,015万7,251円とその他未処分利益剰余金変動額1億円を加えた当年度未処分利益剰余金2億2,992万6,335円のう

ち、令和3年度期首に減債積立金3,000万円、建設改良積立金2,500万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は1億7,492万6,335円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

令和2年度から公営企業会計へ移行した下水道事業会計は、総収益7億2,134万16円、総費用6億8,992万5,881円、差し引き当年度純利益は3,141万4,135円の黒字決算となった。

当年度純利益3,141万4,135円のうち、令和3年度期首に減債積立金200万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は2,941万4,135円としている。

地方公営企業法の適用初年度であることから前年度との比較はできないが、当年度純利益は黒字であることから、本会計については適正な予算執行が行われていると判断され、全員一致で認定すべきものと決定した。

以上です。

○横田委員長 御苦労さまでした。

ただいま事務局のほうで報告書案について読み上げて提案させていただきましたが、加除、修正はありませんでしょうか。

澤出委員。

○澤出委員 2ページ目のところで、3の②のところなのですが、「道の駅のオープン当初からの町長は」というところの下りで、「旨を述べているが」がありますけれども、そのところに、土地購入に向けたとか、一文入れたほうが文章通りいいと思うのですけれども。

○横田委員長 もう一回、2ページの……。

○澤出委員 2ページ、町長の総括質疑において

はこの②の2段目のところに「解消したい旨を述べているが」の後に「土地購入に向けた」という一文を入れると文章の通りがよくなると思うのですけれども。

○横田委員長 皆さん、分かりますか、場所。上から7段目の②のところの道の駅借地について、オープン当初から町長は借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べているが、そこに「土地購入に向けた」対応過程をお聞かせくださいというのですか。

この文章は、平松委員のほうから町長質疑に出たままの文章ですよ。ですから、ちょっとそれはどうなのですかね。

○澤出委員 事情がそういうことであれば、それでよろしいかと思います。

○横田委員長 あと、ありますか。

若山委員。

○若山委員 どうでもいいといえばどうでもいいことなのかもしれないのですけれども、認定第6号と認定第7号で、水道事業と下水道事業で、これは公営企業会計に移行したのは同じ時期ではないかなと思うのですけれども、表現がちよっと、下水道だけが公営企業会計に移行した何とかという表現が入っているのですけれども、これは同じ時期であれば同じ表現を取ったほうがいいのかと思うのですけれども、そのところどうでしょうか。

○横田委員長 6の水道会計は前から公営企業会計でやっていて、下水道会計が新たにやったということなのです。

あと、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 加除、修正なしと認めます。

それでは、令和2年度決算審査報告書については、承認されたものとし、9月24日に開催されます第3回定例会最終日に委員会報告をいたします。

お諮りいたします。

以上で、本委員会の審査を全て終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで終了させていただきます。

長期間にわたり、大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

午前10時23分 閉会

